

f c t

GAZETTE

ガゼットは
テレビと市民
のデータバンクです

1994. 2

vol. 13

Number. 52

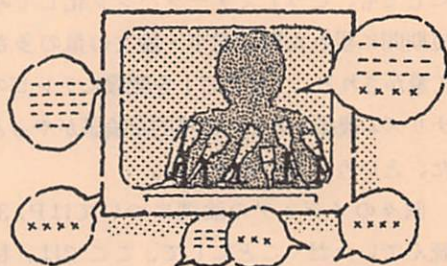
複写(コピー)は
ご遠慮下さい。

編集・発行/FCT市民のテレビの会(Forum for Citizens' Television)編集委員会 責任者・鈴木みどり
発行所・神奈川県葉山町長柄1601-27 購読料/年間(3回発行)¥2000(送料共)一部 ¥650(送料別)
第一勧業銀行返子支店(普通預金1425785) 郵便振替 東京9-84097

■特集1.

検証・「テレビと政治」報道をめぐる論議

— “椿発言”以降のプリント・メディアにみる—



民放連番組調査会でのテレビ朝日・椿前報道局長の発言に端を発した「テレビと政治」をめぐる論議はいまも続いている。いや、むしろ私たち市民にとっては、論議に参加するのはこれからである。視聴者・市民からの発言がほとんどないままに続いてきた論議をこの先どのように展開し、テレビにどのような変化を創りだしていけるか。市民の力量がいま問われている。

テレビはかなり前から、実質的には、言論機関としての役割を新聞とともに担いながら、その自覚を欠いて、インフォーマショナルに限りなく近く路線をとり続けてきた。その矛盾が「椿発言」

で一気に吹き出し、40年を経てようやく、テレビは単なる商業主義に身をまかせていることを許さない厳しい現実を知ることになった。

今後、テレビが変わるためには、その安易な在り方を今まで許してきた諸々の要素の変革が不可欠である。それらの要素を具体的に明らかにし、なにをどう変えていくかを検討し、提案していくためにも、これまでの論議でなにが語られ、なにが語られていないかを、検証しておく必要がある。

このように考えて、FCTでは「椿発言」が問題化した1993年10月13日から12月15日までの毎日、朝日、読売、産経の全国紙と東京新聞、同時期に

■CONTENTS■

○特集1

検証・「テレビと政治」報道をめぐる論議	1
毎日新聞	3
朝日新聞	4
読売新聞	6
産経新聞	8
東京新聞	10
総合雑誌・専門誌	11

○特集2 フォーラム記録：子どものテレビ

リテラシー・クレヨンしんちゃん分析	14
○FCT会員コラム・『美少女戦士セーラームーン』に巻き込まれる女の子たち	16
○fct情報クリップ	17
○データバンク	
国内篇	18

イラスト 市川雅美

発行された総合雑誌・専門誌（月刊・隔月刊・週刊など）のプリント・メディアで、関連の記事および論文をできる限り収集し、次の各項目について整理しておくことにした：

- ①タイトル／日付
- ②執筆者名
- ③記事の構成—インタビュー／座談会／対談／コメント有り／解説／コラム／特集／等
- ④要約

本特集では、主として事実を伝えるだけの報道記事は紙幅が限られているので省いている。それにしても、こうしてデータバンク化してみると、短期間に現れた関連記事・論文の量の多さに改めて驚かされる。「椿発言」を契機にテレビのジャーナリズム機能をめぐる本格的な論議がやっと始まった、ということであろうか。

個々のメディアの論調についてはP. 3以下を読んでいただくことにして、ここでは、私たちが分析作業を行うなかで全体として感じた問題のいくつかを指摘しておきたい。

1) まず、視聴者・市民の立場からの発言がほとんどないという問題である。テレビの問題はそれがなんであれ視聴者の存在を抜きに語ることはできないと思うが、この一方の当事者の側から発言する場が＜投稿欄＞以外にない。コメントを求める相手、インタビューの相手、社外執筆者と、市民活動の日常を生きている人びとが登場する機会はいくらでもあるのに、新聞・雑誌の編集者側でそれを必要と考えていないからである。プリント・メディアの側にあるこのような「視聴者・市民」像は椿発言で露呈したテレビ側のそれとほとんど変わらない、といえるのではないか。

2) 言論・表現の自由が最大の争点としてクローズアップされることになったが、この問題を論じるのに＜権力—マスメディア—市民＞という言論・表現の自由の三極構造（堀部政男論文を参照）を踏まえたりで発言している人がどれだけいるか、大いに疑問である。日本ではまだ「三極構造」の確立はないというなら、それを阻んでいる最強の

要因はマスメディアである。この問題を語らずに放送制度の日米比較をするのは安易だし、解決の糸口を示すのも難しい。

3) テレビ電波の管轄権が政府・郵政省にあるという非民主主義の放送体制をもっと批判の対象にする必要がある。そこから議論が始まれば、諸外国との比較も意味があるし、アメリカのFCCだけでなく、カナダ、オーストラリア、北欧諸国などの放送体制へと視野も広がっていくだろう。

4) 女性の発言が例外的にしかみられないことも指摘しておきたい。女性は長い間テレビからの情報を一方的に受け取るだけの存在として位置づけられてきた。最近は情報を作り送り出す側にも参加する女性が増えているが、それでもテレビの意思決定権をもつ地位にいる女性はいまでも圧倒的に少数である。また、女性は政治には無縁というステレオタイプも根強く存在する。この二つの抑圧構造のもとにいる女性たちにとって、今回の「テレビと政治」をめぐる論議にどう参加するか、参加できるかは、平等社会の実現という観点からいっても重要である。女性が男性と平等に「言論・表現の自由」を手にするためには、なによりもまず自らの立場からそれを論じる場をメディアでもてなくてはならないだろう。

5) 「視聴者・市民」のイメージが曖昧なまま、「視聴者はなんでも鵜呑みにするほどバカではない」「選んでみている」「キャスターが気に入らなければ別の局をみればいい」などと、テレビの現状を肯定する言い訳として「視聴者」が勝手に都合よく使われている節がある。また、「テレビが連立政権誕生を演出した」と主張する守旧派の人びとのあいだで、故に、テレビを読み解く技能が必要と、自分たちに都合よく解釈する先取り傾向がみられる。いずれも危険な徴候として注意する必要がある。

6) TVキャスターなどテレビで発言の場を十分もっている人たちが、それでも言い足りないのか、活字メディアでも発言している。それが悪いというのではないが、彼らは視聴者・市民の声に辛抱強く耳を傾けることも必要ではないか。

毎日新聞

<メディア欄>

●①民放の政治報道に一石/各局とも慎重姿勢/「公正・中立」の建前崩さず10/15②藤原互、中村守、横山尹浩、渡辺一彦③コメント④不偏不党・公正中立は当然。旗印の鮮明化はマスジャーナリズムから逸脱/一定の方向を目指すのはまずい/世論を見て報道、誘導はしない。

●①テレビよ/影響力自覚していない大切にすべきは視聴者11/24②永田力③インタビュー④テレビが影響力に無自覚。「偏向報道」は視聴者の声や批判が届かないことが問題。

<社説>

●①政治のテレビ化現象と新聞10/15④政治番組は政治家の本音を引き出すことに成功し新境地を開いたが、公平性確保の課題も背負った。権力のチェックがジャーナリズムにとって必須。新聞は本音を引き出す報道に成功していない。

●①政治的思惑ちらつく「椿喚問」10/26④喚問は「表現の自由」への重大な干渉。スキを与えた椿氏と民放連は反省を。民放連は報道機関としての自覚乏しく悲しい。テレ朝は自律、自浄の力を国民に示せ。

<社会面>

●①言論の自由に挑戦/論理のすりかえ/やむを得ない10/21②中尾則幸、高木陽介、小池百合子、大石千八、服部孝章、③コメント④証人喚問は言語道断。言論の自由に対する挑戦/メディアへの介入は絶対に避けるべき/メディア側の調査と自己努力に待つべき/国会で真実を語り誤解を解いてほしい/喚問はやむを得ない/議員証言法に基づく証人喚問をメディアに対して行なうのは言論の自由に抵触しかねない。

●①テレ朝局長の証人喚問「自由な言論」制限も10/25②磯村尚徳、鳥越俊太郎③コメント④国会喚問は行き過ぎ/喚問には反対。批判はテレ

ビ業界や国民からされるべきで権力や強制力で追及されるものではない。

●①民放幹部「行き過ぎ」不快感をあらわに10/25②在京民放局、TBS報道局、フジテレビ、テレビ朝日③コメント④喚問は行き過ぎ言論を縛る可能性がある/自民党がかけた圧力も調べてほしい/椿発言全文が出て局内の雰囲気が変わった。

●①「TV局過信」に冷たい目/「たかが番組」街の声/「世論操作うんぬんは失礼」10/26③コメント④番組の選択権は私たちにあり、権力側があれこれ言うのは不健全かつ危険/喚問に「言論の危機」を感じる/検閲のよう力で言論を抑えようとしていた/自民党が腹いせに「テレ朝」いじめ、見苦しい/椿氏が逃げの姿勢に終始した印象で残念/証人喚問は必要。

<みんなの広場> (投稿欄)

●①証人喚問は自民党の憂さ晴らし10/30②鈴木みえ子④選挙敗北を報道のせいにし憂さ晴らしをしている。

●①全マスコミが抗議すべきだった10/30②阿南ヒロシ④同業者が安易に認めるのはマスコミの自殺行為。

●①テレビには人を左右する力がある10/30②米山高仁④我々はマスコミの意見に左右される。テレビには人の心情を左右する力がある。

●①国家とマスコミ、相互批判は当然10/30②吉田豊④国政調査権の行使は必要、マスコミは大いに論陣をはってほしい。

●①免許更新に潜む危険性10/30②中尾光孝④許認可権で民間放送局をコントロール、放送の自由はない。

<その他>

●①選挙報道に一石10/20②石塚光行③解説④椿発言、証人喚問までの事実経過説明、この問題は放送界だけでなく国民全体が受け止める必要。

●①原点離れた「謝罪」路線/切り込む姿勢自ら放棄/政治家の方がおごりが罪深いが……/改革派にも監視の目を10/27②田中良太③記者の目④喚問は異様なセレモニー。自民

党の「ニュースステーションたたき」の実態解明が不可欠。テレ朝と椿氏への一方的な断罪は政治のおごり。テレ朝側の「恭順の意」の表明もまた報道機関の姿勢を等閑にしている点で同根。双方におごりがあるがテレビに謝罪を強要できる政治のおごりのほうが罪が深い。

●①情報化社会に対応した学校教育11/3②岡本敏雄③私見直言④情報リテラシー(読み書きなどの学力)形成にわが国は努力をしてきたが、これからの情報化社会ではアクセシビリティ(接近能力)が学校教育で求められる。

●①ジャーナリズムの危機的状況を憂う11/6②川崎泰資③新聞時評④新聞のテレビ局系列化により日常的な新聞・テレビのメディア間批判がない。報道機関の天下り人事も疑問。

●①放送法の在り方に一石、多チャンネル化に対応を/報道萎縮してはならぬ11/7②浜田純一/島桂次③日曜論争④多チャンネル化の時代には放送法の公平性の概念も変わる。放送法の改定も視野に入れるべき時代がくる。メディアは時に過ちを犯すが、取材・報道の常道をつくるためには自律的対処が大切/放送は免許制下にあるといっても、報道の何が不偏妥当かは、最終的に国民が判断すればよい。喚問はまちがい。メディアは結束して反対すべき。マルチメディアの時代にむかいジャーナリズムリフレッシュの良いチャンス。

●①意味があった「椿舌禍事件」/「複数の意見の紹介」こそ公正中立への道/本務を忘れたマスコミは偏向②井上ひさし③ひさし響談④政治報道は複数の意見を紹介する本務を忘れていた。椿氏は個人の意見と報道の本務とをごちゃまぜにした。まっとうなことを言っているのは共産党だけ。その意見を聞かないのがフェアネスとはおかしい。マスコミは読者や視聴者と共に野にあって強者の行為を点検すべき。

朝日新聞

<メディア欄>

- ①テレビ朝日前局長発言その場にいた13人に聞く／実際に言ったのか・否定的解答目立つ／当時どう思ったか・大半が批判、違和感／今の状況はどうか・権力の介入を警戒10/20
③コメント有り④実際に椿発言を聞き意見交換をした全員が、発言をどう受け止め、今回の実態をどうみているかをコメント。清水委員長は「外部の圧力を招くような一部メディアの迫及姿勢はおかしい」と指摘。出席者一覧表。
- ①「喚問は報道の自由を侵害」放送番組調査会抗議声明を発表10/23
③コメント有り④証人喚問で調査会の議事録とテープ提出要求に対し「憲法に保障された報道の自由に対する権力の介入だ」との反対声明発表 清水英夫、左近正男、民放連、久米宏、テレビ朝日のコメント及び民放労連の喚問取り消し要求声明発表。
- ①喚問を聞いて／個人の言動と報道システムは別／まるで権力批判への恫喝／マスコミ人の傲慢さの典型10/26
③コメント有り④棟居快行、岡本愛彦、林真理子のコメント。棟居は政治報道における論点の多様性は放送法に沿う。現時点での喚問は疑問。岡本は自民党側の追求は権力批判への恫喝であり、椿氏は証言拒否すべき。10/25の「ニュースステーション」で久米が「国会で問題にされるのは、明らかにマスコミへの圧力」と言う。喚問に対しテレ朝社長、民放各社、NHKがコメント。
- ①番組制作、発言とは別／テレ朝社長衆院通信委で答弁10/28
③コメント有り④テレ朝社長は「現場は簡単に受け入れるほど、やわな組織ではない。そういう番組作りは行われていない」と答弁。喚問に日弁連会長批判的見解。
- 政治とTV報道1
①「公正さ」は測れるか／ストップウォッチ11/10
③特集④「公平さ」を時間で計測検証した事例2件。共産党のビデオによる報道内容のチェックと門奈直樹の選挙時政党別放送時間のチェック。小林興起のコメント。テレビ報道の歩みの年表。
- 同2
①視聴率重視に懸念の声／ワイドショー化11/11
③特集④総選挙の頃から各局のワイドショーに政治家の登場が増えた一方で報道番組のワイドショー化もみられた。マスコミ倫理懇談会全国協議会では政治の芸能化をもたらす民意をミスリードする恐れありとの発言有り。蒲島郁夫の選挙報道の影響比較調査円グラフ。矢島恒夫他のコメント。
- 同3
①米番組、制作決定に影響／トークショー民主主義11/12
③特集④米国の世論を二分するNAFTAをめぐってのCNNゴア・ペローの討論番組の紹介とテレビ討論をめぐる世論調査の結果。田英夫のコメントとし日本に比べ政治番組が定着。現行の許認可制では権力側に不都合な内容だと圧力を受ける恐れあり。
- 同4
①「客観の枠」検討始まる／ガイドライン11/13
③特集④テレビジャーナリズムのあり方の勉強会がフジテレビ他各局で開催。米CBS報道指針の紹介。キャスターについてCNN東京支局長、木村太郎、筑柴哲也等の発言。喚問を主張した自見庄三郎のコメント。
- 同5
①族議員、番組内容に注文／放送懇談会11/16
③特集④自民党議員が毎年各局幹部らと局別に行っていた放送懇談会について、民放労連資料により一部紹介。花田達朗の政治家のメディア観についてのコメント、竹村泰子の国民側に放送を監視するという意識が必要とのコメント。テレビ局側が税減免継続陳情し自民党から番組に注文がついた事例。
- 同6
①重み増す「視聴者の目」／チェック11/17
②シリーズを通し福島申二、川本裕司、木村彰一、近藤康太郎記者③特集④新聞に比べ事前チェックの難しいテレビは事後番組
- 審議会を定期的開催。テレビ朝日の審議会を紹介。審議会のあり方について松田浩、竹内希衣子がコメント。メディアリテラシーの紹介。他に築瀬進のコメント有り。
- ①政治報道に／「善悪」色分け独り歩き11/27
③特集④マスメディアに選挙制度改革「守旧派」のレッテルを貼られた議員島村宣伸他に取材し、メディアの影響について経過を追う。谷藤悦史の「政治情報を得るのに有効なメディア」調査報告。
- <Gページ> 夕刊
- メディアと政治
①公平原則／新聞より自制心強い米テレビ影響力の大きさ、日本でも11/1
②田中愛治
③特集④米国のテレビの選挙報道を日本と比較。FCCは第三者機関、日本では許認可制。マスメディアに対し国民の意識や行動を左右する影響力の再確認を求め、政治家に権力を持つ怖さを自覚すべきと言う。
- 同
①伝達者／ジャーナリストか司会者／「キャスター」のありよう模索11/8
②山根一眞③特集④元キャスターという立場からキャスターとはを語る。「私はキャスターではない」との久米発言を追う。司会者でありながらジャーナリストでありたかった現役の頃の経験談。
- 同
①監視／放送法の公平原則に妥当性／許認可権は第三者機関に委譲11/25
②立花隆③特集④放送人がより多くの言論を求めるならば、許認可権の第三者機関移行を求めるべき。椿発言以後民放各局が政治問題に過敏になり萎縮していると聞くが、政治サイドからの干渉を断つための行動が必要。
- ①テレ朝問題に論議が集中11/4
④テレビなどメディアに動く人を中心に「テレビを考える会」がシンポジウムを開催。パネリストは鳥越俊太郎、池田元久他。
- 週間後記
①教養番組20%以上確保すること11/6
②原淳二郎③コラム④放送局の再免許について、条件つき免許はテレビ朝日ばかりではな

い。NHKのそれはあまり知られていない。多チャンネル化時代を迎え放送法に関するメディア内の議論がなぜ起こらないのか。

●①TVの「社説放送」どこまで言える11/12③コメント有り④テレビ西日本の社説番組「TNCジャーナル」を紹介。社説番組第一号は山形放送で現在も放映中。民放連の「社説放送実施上の留意事項」の紹介と大森幸男のコメント。

●論壇時評上 ①政治改革と報道/TV「公平」のあり方に提言とプロの自覚が必要11/29②高橋進③コラム④総選挙にテレビがどう影響したか、研究者の評価は分かれる。(蒲島郁夫、田中愛治)ジャーナリズム機関としてのテレビへの評価は厳しい。(柳田邦男、桂敬一)国勢調査の内容であるかの疑問(原寿雄)と、抗議をマスコミが一体となつてしなかったことへの批判。(田英夫)放送法への評価(立花隆)公正な言論とは(吉田秀和)

<声> (投稿欄)

●①テレ朝の問題断罪は筋違い10/20②教員40才④事実に基づいた世論喚起や世論形成は、メディアの重要な使命で、国民の期待するもの。どんな政権に対してもスタンスを崩さないことこそ、メディアに求められる政治的中立性ではないか。

●①テレビ報道で一票動かない10/20②自由業55才④視聴者として思うのは、メディアの本質を振り返ってみる良い機会だ。テレビ報道で一票を右に左に変えるほど国民は政治ばかりではない。不確かな発言をはじくるより、経過をみて追及に立ち上がるのが大人である。

●①報道の中立・公正とは何か10/25②経営コンサルタント63才④椿発言は我々視聴者がこれまで報道から受けた印象とあまり違っていない。報道は本来公正、中立であり得ないため、ゆがみを最小にとの自覚が必要。椿発言は基本を踏み外した暴言。

●①個人の思想が放送法違反か10/27②会社役員59才④報道の中立性を

追及するならば、自民党による報道への圧力の有無も明らかにすべき。問題は番組が発言のような意図で作られたかどうかで、その人の思想ではない。局の調査結果を待ちたい。

●①不当な喚問で信条まで追及10/28②会社員37才④椿氏は政治権力に吊上げられたという印象。問題発言でも、法により報道人を証人席に引き出すのは間違い。政治権力が思想信条まで追及すべきでない。

●①放送人誇り聞こえぬ証言10/28②著述業44才④メディアの言論の自由は、国民に主権者として自主的な判断をするための資料を提供するために必要。椿氏には情報操作で国民を動かせると思うおごりがみられる。そのような人物が情報局長たりうるテレビジャーナリズムの現状をどうすべきか議論が必要。

●①政治権力介入言論人よ怒れ10/29②無職68才④国会議員は与野党とも政治権力者と自覚してほしい。チャンネル選択権は国民にあり、見えすいた誘導にまどわされるほど国民はばかりではない。マスコミ界への政治権力介入を、言論の自由守るべき人々はもっと怒るべき。

●①メディアには多元化を期待10/29②学生19才④テレビなど巨大メディアは選挙や世論形成に決定的影響を持つ。メディアがある一定の立場から権力を批判するものである以上全く中立であることはその存在自体矛盾する。意図的な世論操作は許されない。公権力介入による公正中立を望むより、メディアの多元化、情報多角化を求めたい。

<論壇>

●①放送の公平性と言論の自由10/27②堀部政男③コラム④1940年代から現在にいたる米国の、放送における公平性と言論の自由を巡る論議に比べ日本はおそまつ。放送法の公平性のみを根拠に行われた喚問の問題性も含め、本質的議論が今必要。

●①テレ朝喚問と言論機関の役割11/6②石村善治③コラム④喚問による

言論の自由に対する重要な問題点は4つ。第一に国会の国勢調査権の限界。第二に放送事業者の自律性。第三にジャーナリストの言論の自由。第四は放送の公平性である。ドイツでは言論関係法でその責任とし「批判を行い、意見形成に協力する」ことが挙げられており傾聴に値する。

●①放送の「自律」と「公平」論議深めよ11/13②田原茂行③コラム④視聴者によるアクセスとテレビ批判が成熟していない日本では、公平を振りかざす介入が、編集の自由を侵す危険を軽視させている。68年TBS成田空港問題報道に放送の自律をみる。喚問での「社会の当然の処罰」発言にぜひ再考を促したい。今後放送者集団の現場に視聴者の発言を受け止めた積極的討議を期待する。

<社説>

●①過信への自省がまず大切だ10/15③コラム④テレビが国民の政治意識を変えたと言いきれるか疑問。椿発言には過信、おごりが見え反省すべき。免許事業たる放送の限界をみつめ放送の公正とは何か、政治との関係はどうすべきか議論が必要。

●①一テレビ局の問題ではない10/22③コラム④政治家の喚問に消極的であった自民党が居高に民間人を証人喚問に持ち込む姿は権力的で都合主義。与党も国会対策の都合での処理はおかしい。今度のような問題は政治や行政の介入によらずメディア間相互の批判や国民の意見に耳を傾け、自律的に解決すべき。

<私の紙面批評>

●①椿発言報道に四つの疑問10/31②原寿雄③コラム④椿発言の言論・表現の自由に関する疑問点は、非公式の発言であり番組以外であったこと、番組の検討が済まぬ内に条件付き免許もあり得るとの発言、民放連が議事録提出に応じたこと、不偏不党、公正の具体的内容の議論不在、言論・報道の自由の危機に対しジャーナリズムの足並みの乱れが生じたことである。

＜現代史ウオッチング＞

●①メディアと政治影響力の過信には落とし穴10/26②石川真澄③コラム④メディアには、自身の影響力を過大に見るあまり「風」を吹かす気圧の状態が見えなくなる落とし穴がある。力を持つ者の言動が正義や大儀に見えても、それをジャーナリストが疑問視し、大勢に逆らい批判しなければ歴史は繰り返すかもしれない。報道のスペースや時間を各党平等に配分するだけが公正ではない。

読売新聞

＜TV情報ボックス＞

●①テレビ独自の基準を作るべきだ10/18②藤竹暁④カメラアングルやカット割りがほぼ同じでも、インパクトの強さが違う。個性に引かれ客観性を捨てざるを得ないのは宿命。米国のキャスターニュースは、編集権を持つ情報の裁き手でありコメントは加えない。ニュースとニュースショーは明確に分かつ。テレビと政治は切り離せないものになっている。

●①放送の公正さめぐり波紋・NHKと民放「個性」尊重で意見の差10/18③コメント有④テレビ朝日広報局：政治報道に対する局のスタンスをうんぬんするのは差しひかえない。日本テレビ(石川一彦報道局長)：世論形成を意図する報道はもってのほか。特定候補に偏った選挙報道は、個人的には好ましくないと思う。NHK的なやり方だけが公正だとは思わない。フジテレビ(中村守報道局長)：公正さを心掛ける。後は視聴者の判断に任せたい。テレビ東京(木村英樹広報局長)：NHK的な公正さにこだわる必要はない。ワイドショーとニュースの境目がなくなり、政治までが視聴率競争の題材になっている。築紫哲也：『テレビが政治を変えた』というのは国民を侮辱した話。テレビへの過大評価を戒めた。NHK報道局(児島景吉編集主幹)：選挙報道公正の原則は不変。民放幹部：

テレビ報道に対し政界からのリアクションが強まるのが心配。

●①警戒自戒各局に波紋10/26③コメント有④中堅記者：国民が決めること。キャスターのコメントを含んだ演出を、報道の本質と勘違いしたのでは。情報番組プロデューサー：ジャーナリストとしての修練を積んでいるのかという疑問。日本テレビ報道局中堅プロデューサー：言論の自由やテレビ報道のあり方等の複雑な問題は余り議論されていない。フジテレビ営業局員：スポンサーは冷静にこの問題を受け止めている。

●①「番組通じ真相究明」キャスター5人が会見10/26③コメント有④久米宏：自分はあくまでも司会者。アマチュアに徹したい。(参加辞退)木村太郎：私見を述べる場合、番組の編集長と意志を確認しあう。田原総一郎：田原というジャーナリストであり、テレビ朝日でない。

●①テープ提出巡り論議も11/2③コメント有④氏家斉一郎(日本テレビ社長)：初めから出せないといえよよかった。日枝久(フジテレビ社長)民放連の対応のまずさが原因。

●①民放連会長選び難航も11/8③コメント有④順番では日枝久だが、「両立が困難」と固辞。若輩なので大変なときに務まるはずがない。

●①椿発言を機にオンブズマンや研究会・各局番組チェックに本腰11/9③コメント有④岡部慶三：局側で基準・規制ラインを明確に。藤村邦苗(フジテレビ副社長)：テレビ界全体の問題。

＜TV情報ボックス・私のテレビ評＞

●①反論に耳傾けぬ姿勢にも問題11/4②岡本正取④テレビの選挙報道で巧みなブームづくりをやられたら、有権者によっては簡単にその気になる。(米国ガス・ジャウエット著『大衆操作』)「サンデー・プロジェクト」(テレビ朝日：10/17)「ニュース・ステーション」(テレビ朝日：10/25)の番組評。報道の立場は、視聴者と共に考えそのための材料を提供。

●①TVジャーナリストいないの？11/11②天野勝文④「議論あり！政治改革ジャーナリストはこう考える」(TBS：11/6)の番組評。台本通りの進行で議論の盛り上がりがなくそこが椿発言の影響とも思える。

●①川口会長の話じっくり聞きたかった12/9②天野勝文④「多メディア時代・放送は何をめざすべきか」(NHK：12/2)の番組評。川口会長の見解があまり聞けない。ねらいは何か。NHK的“中立”とせず、“公平”として語ってはしなかった。

＜メディア時評＞

●①社会変革期の報道に必要な「公正」と「主張」10/24②樋口広太郎(アサヒビール会長)④テレビ報道の政治的公平とは何かという疑問。エリツィン・ロシア大統領の来日記事と合わせ「公正な報道とは何か」「オビニオンリーダーとしてのマスコミの役割とは何か」について改めて考えている。

●①品格と知力のある記事で「百見一読に如かず」10/31②童門冬二④公表された議事録では別の問題発言がある。国会の討論中継は、全民放に同時提供するくらいの英断がほしい。東京一極集中は政治経済だけでなく報道も同じ。

●①“公正”の解釈あいまい11/7②野崎茂④テレビ朝日という民放キー局の取締役報道局長が、あの程度の器量でつとまると思うと、ガッカリ。特定出演者の公平でない発言を違反と判定することはできないし、すべきでない。

＜社説＞

●①公正を侵したテレビの政治報道10/14④政権交代でテレビの果たした役割はだれもが認める。テレビにより政治への関心は高まった。映像メディアの功罪を冷静に分析する必要がある。報道界全体に関わる問題。

●①「報道の自由」の乱用を戒める10/24④自由権利の乱用に対する認識の欠如。新聞とテレビは基本的に違う。活字ジャーナリズムは国民の

側に選択の自由。放送は情報を直接国民の茶の間に送り選択の自由が限られている。

〈気流〉(投稿欄)

●①報道姿勢に疑問・事実究明を望む10/16②田中薫37才(無職)④テレビの影響力は強い。政治分野で意図的独断的要素を入れてはならない。マスコミは自戒として、事実を究明してほしい。

●①情報受け手は内容吟味必要10/16②福田信夫18才(大学生)④情報を受けとる側の姿勢。必要な情報の選択。報道に接する姿勢を反省。

●①TV報道姿勢視聴者が選択10/29②武田哲也23才(大学生)④テレビ局は複数あるから、事実を曲げていない限りは許される。各局にそれぞれの意思や報道姿勢があってしかるべきで、ある局が偏っていると視聴者が感じれば他局を選択できる。放送法、公選法は見直しの時期。●①真相究明は必要10/29②高橋怜61才(無職)④メディア自身の反省必要。有効なチェック機能がない。

〈論点〉

●①「ジャーナリズム」を教材に10/27②大木薫④ある都立高校で新聞を利用。パソコン通信も取り入れている。アメリカの中・高校では半世紀前から「ジャーナリズム」の講座が置かれている。日本は「マスコミ批判」だけ突出させ、生徒に誤解を与えかねないものもある。テレビ朝日選挙報道も、テレビの報道と言論の自由の問題として学ばせなくてはならない。

〈論点 '93〉

●①「政治」映すテレビに役割10/29②小林敬和記者③解説④10月の総合雑誌は椿発言が表面化する前に編集刊行されているが、参考になるのでチェックする必要がある。

〈解説のページ〉

●①米マスコミ不信強まる「偏りあり」の世論調査も11/4②鬼頭誠ワシントン支局記者③解説④アメリカでもマスコミの公正に対する不信

感は高まる。日本と違い、新聞メディアが社説の中に限定して、特定候補者を支持するのが認められている。

〈モニター〉

●①当確誤報は「予測ミス」?過剰な思い込み改めよ10/20②(嘉)③解説④過剰な思い込みが誤報を誤報とみなさない認識の甘さを招いた。

〈編集手帳〉

●①10/15④テレビ映りによって判断されるテレビの影響の怖さが政治にも反映。影響を誇示し報道の自由を自ら損なうことではなく結果としての「怖さ」を自戒することだろう。

〈よみうり寸評〉

●①11/6④「米国のテレビニュースには報道の中立性を保つようなフリをして『まやかし』の客観性を追及したのものもある」と岡部朗一(南山大学教授)が指摘している。

〈顔〉

●①日本民間放送連盟会長に就任したTBS社長・磯崎洋さん11/20②山本一博(芸能部)③インタビュー④放送人としての自覚を持ち、ジャーナリストとしての基本姿勢など原点を真摯に問い直すことから始めなければならない。

〈その他〉(主として社会面)

●①公正報道に重大な疑念10/14③解説④「部分的な公正さよりも時代の流れを重視した」という発言から、特定の判断に基づいて放送番組の編集にあたった可能性が高い。

●①事実報道の原則に背くショー化目立つニュース番組・安易な“私見”不要②西沢正史(解説部)③解説④テレビ人としての良識を疑わざるを得ない。ジャーナリストとしての自覚が見られない。米CNN等の番組のアンカーマンに学ぶべきだ。

●①歯切れ悪く「自覚欠いた」10/20③コメント有④半藤一利:思い上がり反省を。佐怒賀三夫:「テレビ再考」の必要。舛添要一:根幹触れず幕引き。久米宏:この番組は関係ない。

●①テープ公表せよ10/22③コメント有④氏家斉一郎:理事会にまでテ

プを隠してたのはけしからん。椿発言は明らかな偏向。

●①「民放全体への誤解怖い」10/23③コメント有④久米宏・小宮悦子:発言内容はひどすぎる。佐藤文範(テレビ朝日広報局長):番組は公平に制作したとして、民放連に抗議。ただ放送界に迷惑をかけたことについては深くお詫びしたい。

●①看板キャスター5人・喚問当日に反対声明10/23③コメント有④田原総一郎:証人喚問とんでもない。

●①テレ朝証人喚問反対声明10/24③コメント有④新井直之・青木貞伸証人喚問をとりやめ、民放連が資料提出した放送番組調査会の議事録返却を求める。

●①異例展開に深い関心10/25③コメント有④上坂冬子:国会で喚問するほどの大問題ではない。田原総一郎他フリーのテレビキャスター:十分な議論が尽くされぬまま喚問が決定されたことは残念。

●①説得力欠く「個人的見解」実態なお“霧の中”10/26②西沢正史③解説④テレビ朝日は放送人としての倫理観を欠く人物を報道の責任者に任命した不明を反省するべし。

●①テレビ報道潜む危険10/26②老川祥一政治部長③解説④局の幹部やキャスターが公正をよそおい特定の意図の放送をすることは許されない。

●①謝罪と釈明の2時間・マスコミ界に波紋・見守るキャスターも10/26③コメント有④久米宏:マスコミに対する圧力。

●①椿氏11年前雑誌に寄稿10/26④『テレビジャーナリズムの世界』:報道で公正・中立だったことは1度もないと書いている。

●①TV各局がコメント10/26③コメント有④各局の報道局長等。

●①テレビ報道の公正さ検討(フジテレビ)10/28④局内の自律・自浄機関

●①番組向上委員会初会合11/6③コメント有④伊藤邦男(テレビ朝日社長):報道番組どうあるべきか検討。

産経新聞

●①非自民政権誕生を意図し報道、総選挙テレビ朝日局長発言民放連合会10/13一面ニュース報道④テレビ報道が与える政治への影響が論議を呼んでいる最中での、テレ朝局長の大胆な発言に会合メンバーが危惧の念を表明した。関係者の話、出席者の話、複数の内部委員の話、外部委員への取材、外部委員の感想として紹介。報告は月報として、10日付けで発表されたが省かれた発言があり、語調をかなり抑えた内容となっているなど。椿報道局長の話を紹介。

(発端となった記事)

<メディア欄>

『政治とテレビ』シリーズ

●①「壁の向こう 初めて国民の前に」NHK報道局編集主幹に聞く／日本テレビ／フジテレビ／テレビ東京10/15③インタビュー④番組の情報を視聴者が選択し投票に役立ててくれていると自負。出演者の人選は幾重にもチェック／永田町と国民つないだ。政治家の日常生活まで踏み込むなど詳細な情報が視聴者に送られた／選挙への影響力は疑問。投票率は戦後最低だった／テレビは新党ブームを盛り上げたが、ブームは国民の間にあった。

●①真の討論番組づくりを／“政治ショー”に批判の声／司会者は過敏リード避けよ10/16 ②桂敬一、伊予田康弘、諸井薫、小玉美意子③インタビュー④「テレビ選挙」の一面があった。専門家たちもインパクトの強いテレビ映像の影響の大きさについては一様に認めている／報道が反自民側に後押ししていたのは一目瞭然／出演議員の人選に問題／政治報道はジャーナリズムでなくパフォーマンスが目的的政治ショーになって

いた／視聴者が情報の選択能力を身につけることも必要。

●①危険と背中合わせの映像／新聞各社政治部長らに聞く10/19②産経、朝日、読売、毎日、日本経済③インタビュー④テレビは政治への興味関心を高めた／政治家のパフォーマンスに利用される／映像効果を強調するあまり短絡的になったり意図的にある方向に政治をもっていく危険が大きい／テレビ出演した政治家の発言の引用記事については意見が分かれる／新聞は速報性でテレビと競うのでなく解説性を生かして、論理的な報道姿勢が必要。

●①影響力の大きさ過信／視聴者に不信感10/20②岩切保人③解説④椿発言はテレビのもつ力を過信し思い上がり。局は影響力を過少評価しすぎ。「悪代官のツーショット」を視聴者に与える影響を計算して何回も流したとしたら悪質。テレビ朝日としての見解を視聴者に明らかにする義務がある。

●①世論の“主流形成”に影響10/26②小林良彰③インタビュー④テレビは映像が残るので政治家に歯止めを掛ける効果がある。キャスターは不偏不党中立に気を配るべき。テレビ側は理念を持ち、世論調査などの裏付けをもとに意見を言うべき。

●①メディア側の対応に弱さ10/27②トム・リード③インタビュー④権力の介入が問題。ニュース内容を権力側が調査するのは考えられない。見方のないジャーナリズムはない。行き過ぎがあれば、視聴者が判断する。日本のメディアは対応が遅すぎ権力に弱い顔を見せてしまった。マスコミには自由な国の自由を守る責任がある。

●①視聴者に考えるヒントを10/28②木村太郎③インタビュー④メディアは公権力の介入を常にチェックする役目がある。政治的存在だからこそ公正に気を配らなければならない。キャスターとして世の中の感覚を手探りしながら視聴者に考えるヒント

を与えたい。証人喚問は非常に怖いと思った。報道機関と権力側はいつもほどよい緊張関係にあるべき。

●①イエス、ノー求め過ぎる10/29②新井将敬③インタビュー④テレビは複雑な議論にはむいていない。複雑な問題を単純化して話すと発言の真意を理解してもらえない。新党の報道自体を偏向とは思わない。テレビの影響は大きい、政治が家庭に届くことができる。行き過ぎや偏向は視聴者がきちんと見て選ぶだろう。証人喚問は早急すぎた。

●①メディア同士の批判はいいこと10/30②花田紀凱③インタビュー④テレビは感覚的に人を動かしやすいから慎重であるべき。テレビ朝日に自浄能力がないことが問題。メディアの相互批判は必要。視聴者は多くの情報を得るべき。朝日新聞は産経の記事に対して否定的なニュアンスが強かった。ニュースステーションの久米氏の捨てゼリフは気になる。

●①報道の公正と言論の自由は別11/2②リード・アービン③インタビュー④米国では全国ネットのテレビは公正な報道に徹することを宣言している。地方局では特定候補の支持を表明することもあるが、報道とは厳密に一線を画している。議会が公聴会を開くのは義務、マスコミもその対象として例外ではない。マスコミの側にも公の場で説明をする義務がある。米国では民間のメディア監視団体が偏向防止に大きな機能を果たしている。

●①映像にならぬ部分に工夫を11/3②池田元久③インタビュー④テレビは絵になりにくい複雑な政策や理念を伝えるには工夫のいるメディア。民放のニュース番組に世論操作的と気になったことはある。テレビにこれ以上法的規制をふやしてはならない。許認可権は行政、立法から独立した第三機関にすべき。ひとつの問題をじっくりと掘り下げ、分析する番組と討論番組の両方があることが望ましい。

●①公正・中立、真正面から論議を11/4②島森路子③インタビュー④テレビを情報源にする人がふえるのは当然。政治番組は短時間にショーアップのための結論を迫り話し合いになっていない。自民党がニュースステーションのスポンサーにかけた圧力も調査してほしい。どの局も同じ報道というのは不気味。メディアを選択する視聴者に行き過ぎない程度の特徴ある情報提供も必要。

●①情報の質見極める教育を11/5②大木薫③インタビュー④視聴者側がどう感じたか、という報道がなかった。必要な情報を選択し、距離をもってニュースを見る見識を身につける教育が必要。日本では受け手側の意識が育っていない。高校生くらいからジャーナリズム教育が必要。マスコミ批判だけでなく報道のメカニズム、意義、役割、特性について時間をかけて教える必要がある。送り手と受け手の緊張関係がよいジャーナリズムを生む。

●①テレビ情報読み解く技能と知識を11/6②鈴木みどり③インタビュー④放送事業の認可に行政、立法から独立した第三者機関の設置を検討すべき時。メディア自身が今のままでいいのかという意識を持ち、常に視聴者と近い立場にいるよう努力すべき。政治報道は深みに欠けた。市民がテレビ情報を読み解く技能と知識を身につける必要がある。テレビ報道のありかたが問われている今こそテレビを見る力が求められる。

●①影響より正確な情報を11/8②マイケル・ガートナー③インタビュー④米ネット局では不公正な報道は局の信頼喪失となるから必死に公正を目指す。メディア自身が公正を期すことに努力すべき。テレビ局の任務は国民に影響を及ぼすことではなく国民に情報を提供することにある。議会の介入は避けメディアの自制や視聴者の判断に任せるべき。

●①米国なら即座に解雇/特定候補に肩入れできず/「均等時間規則」

で義務付け11/9②チャールズ・フェリス③インタビュー④視聴者に情報を知り判断を下すうえでの資料にする権利があり、テレビ局は偏向のない情報提供の義務がある。米国では視聴者から強く反発される恐れから公正な報道の保持には全力をあげている。原則としてマスコミの問題は民間で解決するほうが好ましい。

●①報道と意見は明確に区別を11/16②エベレット・デニス③インタビュー④米国のテレビ報道の重点は事実報道から意味づけ、解釈へとシフトしているが、報道と意見の区分は明確。「公正ドクトリン」はテレビやラジオ局があまりに多様になったことで意味をなさなくなり廃止されたが、精神は今も生きている。議会はマスコミの報道内容に介入すべきでないがマスコミの行動パターンに点検の目をむけることは当然。

<主張>

●①細川政権の誕生と報道の役割/「新聞週間」を迎え自己点検を10/15④「テレポリティクス」の現象を肯定的に捉えることはできない。新聞は深い取材と分析、高度な情報によって権威を保つべき。

●①揺らぐ報道の根本を問う/テレビは国民の疑問に答えよ10/18④政治的公平は報道の基本倫理。社説放送は政治的公平性が確保されたいうえで局の主張を述べるべき。番組はショーアップ化とエンターテイメント化が先行し事実報道はおろそかにされ安易なコメントの連発が目立つ。テレビは情緒的判断に導きやすい特性があるゆえ真偽を見抜く映像読解能力(映像リテラシー)が視聴者に求められる。

●①「政治とテレビ」の核心を/国会証人喚問の意義を問う10/25④自浄努力が不十分であるから喚問はやむをえない。関門を権力の介入と受け取るのは過剰反応。

●①公正さの内部検証を急げ10/26④映像が事実を正確に伝えるとは限らない。映像の裏にある事実まで伝

えなければ事実報道とはいえない。視聴者に映像の印象だけを押し付けるのは「映像ファシズム」につながるおそれがある。

<その他>

●①テレ朝問題取材集中で大変な思い10/20②高市早苗③コラム④「テレ朝推薦候補」と言われた。13万票をテレビ報道につられて投じた票というのは有権者への冒瀆に見えた。

●①テレビ報道に公正はありうるか10/23②谷沢永一③直言④テレビ報道に公正はありえない。公正たるべしと叫ぶのは国民は簡単に誘導できるほどアイマイな人たちだと蔑んでいるから。

●①「椿氏ジャーナリストとして失格」10/26社会②佐努賀三夫③コメント④政党政治は言論の自由があって成り立つもの。こういう追及自体、天につばするもの、国民不在。

●①「テレビ事業者に再認識求める」10/26社会②大森幸男③コメント④椿氏は逃げ口上を考えているように見えた。事業者は放送法が唯一の言論立法であることを再認識する必要がある。

●①10/27②産経抄④他のメディアの「報道の自由を守れ」の大合唱は情ない。国会の質問者は公権力とはいえ国民の代表であり野党。批判は受けてたつべき。全マスコミが団結し足並み揃えて政治介入に抗議すべきという論調や報道の危機論はちゃんちゃらおかしい。

●①報道の自由と国会喚問/守りぬくべき対象だったか/欠落したプロの論理と知性10/27②花岡信昭③社会面囲み④法律違反の疑いがあれば国会が国政調査権を行使するのに問題はない。椿氏はプロらしからぬ不始末をしかし政治権力につけこむスキを与えた。問われるべきは55年体制も知らないスタッフたちとニュースキャスター役を巧みに演じる久米氏によって茶の間受けだけをねらった番組を流し続けてきた「知的レベル」そのもの。

東京新聞

<メディア欄・TV & 芸能スクランブル>

●①本音避けたかった証人喚問10/20③解説④椿前報道局長のすばやい辞任のうらにはテレビ朝日の放送免許更新という事情があった。放送法見直しの論議も必要として、辞任にいたるまでをドキュメントとしてまとめている。

●①「椿発言」でつらく重い一日10/21③特集④20日に宮崎市で開かれた民放連大会でお祭ムードは吹き飛び、テレビ朝日の問題にからみテレビ内部からの反省の声、自戒の声が多く出された。

●①椿発言・本誌FAXモニター50人に聞く10/22③特集④テレビは政治を動かしたと思うか、証人喚問の是非などについてモニターの声を拾ったもの。椿氏個人の軽率さを批判しつつ報道の言論の自由を失うことを懸念する声が多かった。

●①各局バラバラの編成・椿前報道局長の証人喚問テレビはどう伝えるか10/24③解説④25日の証人喚問についてテレビ各局の報道の姿勢、しかたについてまとめている。静止画像で音声を伝えるNHK、同じ時間帯に特番を組むテレビ朝日、ワイドショー枠で扱うフジなど。

●①何が問われたのか、椿発言問題10/29③特集④取材メモから2点を追う、として「報道の公正」について論議が深まらないこと、民放連の弱腰に批判が集中していることを挙げています。

<コラム・言いたい放題>

●①椿発言の波紋10/18②大蔵雄之助④7月の選挙はテレビ選挙であったことはまぎれもない事実だ。

●①前報道局長の証人喚問10/25②大蔵雄之助④本来常識で判断すべき基準のあいまいな規制はやめるべき。

●①テレビの自浄力11/1②大蔵雄之助④公正とは何かの論議は椿発言とは別に深めるべき問題だ。

●①大人のきまりが確立11/12②井原忠高④アメリカではテレビのみならず新聞も「報道は事実に基づき正確、迅速を期するが、社としては特定の政党、人物を応援すること」が社会的に認められており、有権者、読者、視聴者はそれを承知の上で選択するという「大人」のきまりが確立している。(筆者はハワイ在住)
<コラム・からむニスト(筆名)>

●①ジャーナリズムは元来が反権力19/18②負け犬の遠吠え④現状に対する批判がなければ単なる御用放送に過ぎないではないか。

●①単にお人好し露呈しただけ10/26②三十郎④民放連の無能さと自社幹部を野ざらしにしたテレ朝首脳の無責任さ、お粗末至極だ。

●①うさ晴らしては民主主義が泣く10/24②テレビ人④確たる証拠なしに呼び付けるのは単なるうさ晴らし。

●①辞任は真相が明確になった後に10/21②田原総一郎④真相をはっきりさせてから辞任するべきである。

<核心>

●①「報道の自由」か「偏向番組」か10/23③特集④民放連が提出したテープによる椿発言の要旨と解説。

●①深まらぬ「公平」論議・後味悪い喚問③特集・コメント有り④喚問私はこう見るとして、青木彰、デブスペクターのコメント、見るに耐えぬ茶番、やらずもがな、を掲載。

<社説>

●①報道の自由を守る公正な報道10/20③解説④自由と公正は対立するものでも、対置されるものでもなく、報道の両輪である。分かりやすさと安直を同視してはいけない。

<メディア評論>

●①「TVと政治」徹底追求を10/20②青木彰③解説④はしゃぎ過ぎ発言にひそむ思いより体質を全テレビ人自らの問題として受けとめよ。

<インタビュー>

●①報道の危機に鈍感すぎる10/22②田原総一郎③インタビュー④証人喚問は悪しき前例をつくる。他の

マスコミが手をこまねいて傍観しているのは危険だ、ジャーナリズムの本質に関わる問題と受け止めるべきだ。公正や中立というのはいつも真ん中ということではない。

<メディア新事情>

●①はしゃぎすぎた?テレ朝報道局長発言10/14③コラム④放送番組調査会に出席した委員たちのコメントを載せ、心情的にはわかるが軽率だったのでは、と心配している。

<インタホン>

●①TVの軽薄姿勢10/18②佐藤編集局長③コラム④報道機関の生命線である「報道と言論の自由」もっと深刻に扱うテレビの姿勢を求む。

<記事>

●①こちら特報部・荒唐無稽の暴言恥ずかしい、10/26③特集④証人喚問の状況と内容の紹介。真実は違っていると釈明に終始したと伝えている。

別欄では50人の読者からのコメントも紹介されている。

●①いまマスコミに問われているもの11/11②桂敬一③コラム④政界に対するマスコミ界の対抗力の弱さをどう克服するか。基本的には読者、視聴者＝国民が支援することによって政治の不当な介入をはねのけることが可能になる。マスコミ界の足並みの不揃いは権力主義的な政治家に自分に都合のいい情報操作目当てのメディア利用を容易にする。

●①放送法、電波法こそが問題10/26②青梅市・会社員③反響(メディア投稿欄)④証人喚問は不愉快、見る側にも選択しそしゃくし判断する力はある。おかみ丸出しの放送法、電波法で報道の萎縮は困る。

●①言論の自由と言葉の自由11/17②天野祐吉③コラム社会時評④どういふ差別用語を使ってはいけないのか、各社自主的な判断があって当然で画一的に決めるのは問題、言論の自由を問題にする前提として言葉の自由にはコトナカレ主義では説得力にかけはしないか。椿発言を機に考える必要がある。

総合雑誌・専門誌

●特集・テレ朝前報道局長発言問題、「マスコミ市民」NO.301,12月号。

1) 椿喚問は報道の自由を侵す憲法違反、清水英夫(談・編集部まとめ)
2) 報道における「積極的公正・中立主義」の提唱、渡辺武達、3) 椿喚問、テレビ朝日の内部では…、テレビ朝日社員。

清水は民放連放送番組調査会委員長(当時)としてこの問題の経緯を説明。放送の公正原則は放送法のしかも部分のみで解釈するべきでなく言論・表現の自由を保障している憲法21条がその上にある。

渡辺は中立と公正に関する従来の概念をa)異なる意見を並列的に列挙するNHK型、b)様々な意見の真ん中をとる中道、c)権力批判を使命とするウオッチドッグ、d)世論の大勢と動向重視に4分類し、第5の考え方として地球規模の平和な市民社会の創造という立場からの普遍的諸価値、例えば人権、男女平等、を基準に、と提唱。3)テレ朝社員の反応をまとめているが内部事情程度。

●特集・椿発言とメディア、「新聞研究」NO.509,12月号。

1) 放送の公平性と放送の自由、堀部政男、2) 椿発言とその影響(編集部まとめ)。

堀部は、1987年のアメリカFCC公平原則廃止に至る経緯を解説し、この原則を擁護する考え方が現在も根強くあると指摘。アメリカでは公権力・メディア・市民という三極構造のもとで相互の緊張関係が維持されており、その中でメディアが厳しい自己規律をしている。ところが日本には同様の三極構造のもとでの緊張関係は存在せず、放送法における公平原則を廃止すべきとという主張の段階にまでは至っていない。皮肉にも、今回のテレビ朝日問題で緊張関係が芽生えたともいえる。2)は国会、郵政省、民放連、テレビ朝

日などの対応を時系列にまとめた。
●アウトサイダーとしてのジャーナリスト、鳥越俊太郎、「新聞研究」NO.510,1994年1月号。

鳥越が声をかけてテレビのキャスター8名の反対声明に至った経緯。

●“公正”と“自由”をいかに両立させうるか、桂敬一、「エコノミスト」11月30日号。

視聴者、放送界、ジャーナリズム、言論制度の4つの視点から椿発言事件を前向きに捉え直す。

政治のワイドショー化は視聴率にはなっても視聴者・市民の信頼獲得にはならず、反発、シラケが深まる。椿発言はテレビの自己批判能力の欠如・ジャーナリズムの低水準を露呈し、視聴者・市民にメディアが政治家のトリコにされ、報道の自由を失うのではと心配させる。放送界は共に媒体特性を生かした自由な活動領域の拡大で力を尽くすべきだ。新聞も放送もこれまで受け手を部数拡張・視聴率獲得の対象とみるだけで、メディアの内容づくりの際のパートナーと、真面目に考えてこなかったと指摘。また放送の公正を中立的な機関が判断するような制度環境の改善が必要という。

●椿発言の荒唐無稽を超えて、鼎談・新井直之・清水英夫・門奈直樹、「放送レポート」NO.126,1994年1/2月号。

「調査会」の性格と議事録提出の是非／お殿様勝たせたテレビの影響力／脱イメージ報道への試み今こそ／放送の核心なす「反論権の確立」／短絡的な日本の公正原則見直し議論／問われる日本のマスコミの姿勢。門奈によると、イギリスでは少数意見の尊重、反論機会の設定、制作者の自由を保障する内部的自由、の3つが基本としてあり、その上で政府干渉排除の思想が国民的レベルで定着している。日本ではまず反論権の確立が必要で、それを抜きに公平原則の撤廃などは論じられない。

清水は、公正の原則は当面は必要

だが、その一方で多メディア・多チャンネル状況にあって、電波の希少性を理由とした政治的公平原則は再検討の時期にきている、と述べる。

●放送の「不偏不党」を脅かす自民党—「椿ショック」座談会、坂本衛・清水英夫・服部孝章・青木貞伸、「放送批評」NO.294,1994年1月号。

怪文書に飛びついた産経新聞／自民党と郵政省の二人三脚／新聞はテレビに意趣返し／多チャンネル時代にそぐわない放送法／放送の不偏不党を侵してきた自民党／放送ジャーナリズムに残された課題／日本版FCCの設立を望む。

「今回全く無視されているのが視聴者の立場」という指摘があるが、続いて「テレビ報道への不当な介入とはイコール視聴者の権利を踏みこむ行為」と、乱暴な認識に終わっている。この座談会でも電波監理委員会の復活が最後に提唱されている。

●特集・椿発言問題、「放送批評」NO.295,1994年2月号

1)「椿発言問題」に異論あり(放送批評懇談会会員アンケート)2)「公正」を裁く恣意的判断(放送法の検証)服部孝章、3)言論機関・新聞の「見識」(新聞報道の検証)坂本衛。2)服部は放送法には恣意的判断を許す表現が多く「公正」の挙証はきわめて困難であると検証し、反論の機会などを明記する具体的な法規とすべきと提言。

3)坂本は主として新聞各紙の社説を比較し、行け行けドンドンの「産経」「読売」「毎日」は新聞の政治報道を反省／証人喚問に対する各紙の論調／放送法を知らない新聞記者たち／と分析。

●特別企画・テレビ朝日「椿発言」にみる一メディアの「権力」政治の要諦、「総合ジャーナリズム研究」NO.147,1994年冬号。1)報道の自由と国政調査権の乱用、中村泰治、2)資料「椿発言」問題の起承転結、3)公共主義「その精神をいまも棄てず」大竹秀子(ニューヨーク発/トマス・E・パターソン教授に聞く)。

●1) 座談会・TVファシズムの時代。2) 「天下の悪役」大いに語る「文芸春秋」12月号。

柳田邦男、田勢康弘、上坂冬子の3氏により椿前報道局長の証人喚問の是非をめぐる、この程度のことでは政治が言論機関に介入するのは危険なことだ、としながら今回の経過について話し合っている。テレビに於ける偏向報道は政治的な立場にもあるが、視聴率優先主義の側面もあり、誰が出れば視聴率をかせげるか、で選挙や政治報道が左右されるという場合がある。こういう傾向には歯止めをかけておくことも必要ではないか。これまで「公平・中立」の問題を真剣に議論してこなかったのが今回の出来事につながった、としている。3) 椿発言のなかで「悪役」と言われた自民党の佐藤孝行の発言をまとめたもの。自民党の中でも体制批判をして自己PRのうまい若手の議員ばかりにテレビから出演の依頼があり、我々守旧派にはお呼びがない。ひとつのテレビ局によって自民党が下野させられたというのはテレビ局の傲慢でしかない。

●テレビ朝日の魔の刻、桜井良子、「諸君」11月号。

報道が掲げる公正の価値観は目指すべき理想であると同時にメディアの私物化を禁じる警告でもある。特定の勢力に全面的に肩入れすると、椿氏の姿勢は、言論機関ではなく宣伝機関のそれであることは間違いない。彼の暴論を許し受け入れる隙や落とし穴は実は今の日本の社会に存外多いのではないかと述べている。

●椿発言問題はこうしてスリかえられた、大蔵雄之助、「諸君」1月号。

朝日、産経、読売、毎日四紙の椿発言問題報道の論調を検証している。

全体の傾向として、朝日・毎日と産経・読売の意見対立の構図になっている。テレビの成熟を妨害しているのは朝日と読売ではないか、テレビ朝日と日本テレビはどちらも幹部を多数新聞から送り込み、こうした

植民地化が両者社員の志気を著しく低くしている、と指摘している。

●特集・徹底検証テレ朝証人喚問事件、「ASAHI」1月号。

1) 椿発言にみるテレビ・ジャーナリズムの脆弱、ばばこういち。

時の権力に対して批判的な姿勢を保つのはジャーナリズムの基本姿勢であるとしても、椿発言は余りにも稚拙な表現方法で行われたところの問題があった。しかしテレビ局やテレビに登場する人間を侮蔑し、活字ジャーナリズムの論理で叩くだけでは、よりデモクラチックなメディアに育てることはできない。

2) 対談・島桂次、清水英夫。

椿発言は公の場で弾劾されるという性格のものではなかった。処罰を受けることになっても喚問には出ないという選択もありえた(清水)。放送法というのは放送に適用されるもの、今度の証人喚問はどこから考えてもおかしい。いままで権力の介入をうけるのはいつもNHKだった。そういう意味では民放が力をつけたことの証明とも考えられる(島)

3) 椿発言へのテレビ、新聞、郵政省、政界の対応。

一頁を3段にわけて、それぞれテレビ、新聞雑誌、郵政省政界の9月21日から11月12日までの対応の詳細を載せている。

4) テレビと新聞の間、和田俊。

新聞に比べテレビはアナーキーであり、危険もあるが創造のエネルギーもあり、若いメディアである。これをどう育てていくか、放送を送り出す側と視聴者との緊張関係によって、長い目でみて是正されていくのが最も望ましいが、そのためには映像に対する視聴者の感覚を成熟させていく必要がある。

5) テレビ選挙報道の欠陥を問う、門奈直樹。

テレビの選挙報道のありようをテレビ番組から独自のチェックをおこなったところ、TBSでは日本新党を扱う比率が高かった、フジテレビ

は自民党が多いなど、特定の政党の広告塔のような役割を果たしていたのではないかと。さらに特定の候補をヒロイックに描いたり、話題性の高い候補を追い回す、など政治的な争点よりイメージ先行型の報道が多かった。椿発言以前の問題として、今回の選挙報道はテレビ朝日に限らず欠陥商品だったと認める勇気をもってほしい。

(同誌の12月号には「自民党はテレビ朝日を批判できるか」田英夫、が掲載されている)。

●対談・テレビにとって公平とは何か、青木貞伸、田島泰彦、「世界」1月号。

自民党の長い一党支配のなかで、テレビの歴史はキズだらけの干渉を受け、規制されてきた。例えばNHKについては従来通りの公平原則を要請しつつ、民放については緩和するなどの対応があってもよいのではないかと(田島)。NHKと民放連で番組向上委員会を作っているが、これは委員だけいて下部組織がない。きちんと下部組織を作り、お金も出して、そこに苦情処理の機能をもたせるとか、反論権に対する判定をもたせるといったこともやっていく必要がある(青木)。

●テレビと活字メディア、イグナチオ・ラモネ、「ル・モンド・ディプロマティック」より。「世界」1月号。

テレビはいまやメディアのヒエラルキーの中で支配的な地位をしめ、テレビ報道のモデルは他のメディアにまで及んでいる。活字メディアは危機にある。そしてニュースの概念も変わった。メディア報道の新秩序にあって、言葉やテキストは映像の力に太刀打ちできない。瞬時性や直接性において、新聞はテレビやラジオにかなわないので、活字メディアはテレビ視聴者を対象として書くことを受け入れてしまう。テレビをモデルとするメディアの画一化によって、新聞報道は単純化され、固有性を失うのではないかと。

●偏向報道の何が悪い?、塩田丸男、「VOICE」12月号。

放送法に違反すると議論の余地もなく「悪」と断定されてしまうが、放送法というモノサシに狂いはないのか、点検してみることも必要だ。

多メディア時代になった現在の状況があてはまるはずもない。放送法がテレビに言論機関であることを禁じているものであるならば、その点から改正が必要であり、テレビは公正な報道とともに自由な言論を行う権利をもつべきである。

●1) テレ朝・椿事件に見るTV報道の退廃、俵孝太郎、「正論」1月号。

ニュースも視聴率競争に加わるようになったことで、より視聴者にアピールするための“絵”づくりや構成を加えた娯楽仕立てになり、面白くなければテレビじゃない、という感覚になってしまった。選挙報道をこのノリで作る、新聞も巻き込んで世論を動かした、と思うのは余りにも安直であり、椿発言はまさに起きるべくして起きたともいえる。

2) 追跡・新聞は椿発言問題をどう伝えたか、片岡正巳。

朝日新聞の椿発言問題報道への疑問を具体的に挙げています。

3) テレビ朝日事件を叱る、永田照海。

主人公はニュース、ジャーナリストは黒子すなわち忍者たれ、いやならタレントに転向せよ、と警告。

4) テレビ朝日事件私はこう考える。

読者の投稿で構成。ニュースキャスターなんかいらぬ、偏向報道は本当になかったのか、民放はNHK的である必要はない、セネコン問題と似たパターン、など。

●メディアと政治一椿問題が残した課題、「創」2月号。(1月5日現在目次のみ入手) 椿問題、現役キャスターはこう考える—公正とは権力の見張り番に徹する姿勢(蟹瀬誠一)、椿発言に思うこと(黒岩祐治)、多様な意見を提供できる自由(真山勇一)、報道生放送は管理不可能番組

(ばばこういち)。郵政省のドーカツに屈した民放連の弱腰(伊藤隆紹)、言論の危機に闘わなかった新聞の本音(土井洸介)、テレ朝・椿舌禍事件の落とし穴と盲点(木村愛二)、権力との癒着?マスコミの審議会参加(丸山昇)

付・参考資料各団体が出した「喚問反対」声明。

●「指示」発言独り歩きの実相、「AERA」11月1日号。

「非自民政権が生まれるよう報道せよと指示した」この指示発言の報道は録音テープから、誤りであることが判明した。誤報が独り歩きしたのはなぜか。政治圧力に弱いテレビの歴史を検証しつつ、自民党の圧力に負けた今回の経過を追ってある。

●テレビ朝日前報道局長の証人喚問に反対する声明集、「週刊金曜日」11月5日創刊号。民放労連の見解—10月20日、民放労連中央執行委員会。新聞労連中央執行委員会。

民間放送労働組合連合会中央執行委員会、民間放送連盟・番組調査会委員連名の声明、日本マスコミュニケーション学会有志、青木貞伸はか呼び掛け人による「抗議声明に署名を」アピール、木村太郎はかテレビキャスターによる証人喚問に反対する緊急アピール、など収録。

●「不偏不党」報道はあり得ない! 公正・中立、客観報道という神話、「週刊金曜日」11月12日号。

椿発言摘発の思想とマスコミの姿勢(原寿雄)、政治家の奢りと虚弱体質のマスコミ界(黒田清)、放送番組調査会委員を辞めた理由(児玉美意子)、党利党略の喚問要求(青木貞伸)、「心の中」は裁けない(立花隆)、萎縮はせず頑張っている(服部孝章)、放送メディアのひ弱さが出た(門奈直樹)、日本のマスコミの無知と自縄自縛(海外特派員の目から見たテレビ朝日問題)付・椿前報道局長への証人喚問に対する抗議声明。

ル・モンド紙・1993年11月3日
フィリップ・ボンズ記者

右翼のリーダーが朝日新聞の社長室で自殺した、美智子皇后は批判的な記事のせいで失語症になった、民間テレビの報道局長が国会に喚問された、この一連の事件は日本の民主主義のひとつの弱点—メディアと権力の関係—を明らかにしている。

テレビ朝日の椿氏は総選挙で中立に反した報道をしたと疑われた。この事件には不明瞭な点が多い。発言は個人的な場で行われたが、産経新聞がおおげさに報道した。この新聞は朝日のライバル局のグループに属している。

「テレビのせいで選挙に負けた」と考えていた自民党はこのチャンスをとらえた。自民党が40年にわたってメディアをコントロールしてきた事は周知の事実だが、今回の自民党の憤激には久米宏という辛辣なキャスターをかかえるテレビ朝日への「仕返し」の面もあるようだ。

「報道の自由の侵害」というのは、この問題の一面にすぎない。日本の民主主義の機能を害している最大の問題は、メディアが権力をおそえて萎縮することではなく、権力と癒着していることだからである。今回の事件でのメディアの反応の無気力さがそれを示している。

メディアは日本で「第四の権力」である。そしてメディア間の熾烈な競争のせいで、報道は骨抜きになる。慎重さのせいではなく、政・財界と良い関係があるほうが有利だからである。メディアは大きな企業グループに属しており、収益重視のため、「中間的」つまりなまぬるい態度を維持する。広告主からの圧力も威圧的である。メディアは弱者の味方ではない。個人への人権侵害に慎重ではない。右翼のリーダーの自殺はこうしたメディアへの抗議の表明であった。

皇后も彼女なりのやり方で、週刊誌に代表されるゴシップ報道に抗議したのである。(訳・要約 芦田希和子)

子どものテレビ・リテラシー

—クレヨンしんちゃんを分析する。—

去る11月27日(土)午後2時から「子どものテレビ・リテラシー」と題したフォーラムを、“横浜みなとみらい”ランドマークタワー13階「フォーラムよこはま」で久々に子どものテレビ問題に焦点を絞って開催した。

曇り日のうすら寒い土曜日の午後。申し込み方式をとっていなかったため、どのような立場の人々が、何人参加してくれるのかが見当が付かなかった。しかし結果的には、幼児を育てている女性たち・幼稚園や保育園の保育者・小学校や大学の関係者・マスコミ関係者・公務員その他巾広い層の方々が約30名参加。

会場の大型白色ボードには、当日視聴することになっていたテレビ番組「クレヨンしんちゃん」にちなんで、スタッフが買い集めてきたクレヨンしんちゃんのキャラクター商品である菓子類が、テープでとめて貼りだされていた。その数約30種。その全てをリストアップして参加者にも配布した。また、このフォーラムを前にしてFCTでは「子ども番組分析シート」を開発し、初めて活用することになっていて、受付でこれも参加者に配布した。

第一部(司会・池田祥太郎)は、子どもたちの人気番組「クレヨンしんちゃん」(テレビ朝日)のVTRを視聴することから始まった。参加者はこれを視聴しながら子ども番組シートに記入。ひきつづき三つのグループにわかれて互いに自己紹介をし合ったあと、シートに記入した事柄を材料に話し合いに入った。話し合いは次第に熱を帯び、遂に予定終了時間を10分間先に延ばすほどであった。

つづいて全体会では、各グループで話し合った内容についての報告が行われた。その内容はおよそ次のようなものであった。

●主人公のしんちゃんが、自分の母親を「みさえ」と呼び捨てにし、おとなの会話に口出しをする。母親は母親で、ゲンコツなど暴力的行為を頻繁に行うなど、登場人物の気になることばや行為が目

立つ。だが、それにしてはストーリーそのものに面白味がないし、何を目的で制作されているのかが見えてこない。

●クレヨンしんちゃんというキャラクターに、おとなの代弁者としてもものを云わせ、登場するおとなたちを茶化し、冷やかし、たぶらかしている。それというのも、もとはおとな向け漫画本として出されたものであり、たとえテレビ化されたとしても、しんちゃんがギャグの中心人物として描かれるのは当然。それがかえっておとなの目にはリアルにうつり、面白がられることになる。そんな目でこの番組を見るおとなには、みさえの暴力的行為も、現実子どもたちが家庭で受けている母親の仕打ちに比べると、むしろ生ぬるくさえ感じられる。

●おとなたちのこのような見方に対して、子どもたちは、管理された家庭・学校・地域の中にあつて、この番組は一つのはけ口としているのではなかろうか。また、子どもたちの自己主張をクレヨンしんちゃんに反映させることも考えられる。あるいは、単純にしんちゃんのことば・表情・いたずらなどを面白がっているにすぎないのかもしれない。このようにこの番組を分析する限り、クレヨンしんちゃんに目くじら立てる必要はない。

グループ報告が終わったところで短い休憩をとり、第二部に移った。

第二部(司会・中野恵美子)の冒頭で、あらためてこの番組の中で流れているコマーシャルのVTRを視聴し、そのあと意見交換を行った。そこで、ボードに貼ってある菓子類の中のいくつかを開封してみようということになった。200円で販売されている小箱を開けたところ、中からプラスチック製の組み立ておもちゃがバサッと出てきた。そのあとからポロリと小さなビニール袋に入ったラムネ菓子がこぼれ出た。「これで200円?」「これが菓子売場で売っている品物?」といった

驚きともあきれともつかない声が会場から一斉にあがった。

これらをわざわざ買い集めてきたスタッフは、どの菓子袋や箱にも、クレヨンしんちゃんの顔や姿が、あるいは、おいしさを示す文字がくっきりと印刷されている、材料名も表示されてはいるが、その含有量は一切示されていないことなどについて説明した。

スタッフからも関連の情報や意見が次々に出て参加者たちに問題を提起した。例えば、菓子店・スーパーなどでは、子どもが「クレヨンしんちゃんのついた何々を下さい」と買いに来ることが多い。従って、このキャラクター商品を並べておくのは営業上当然だし常識となっている事実、会場のボードに貼り出しているのはキャラクター商品のうちの菓子類の一部分でしかないのであって、このほかにカレーなど各種食品、衣類その他弁当箱や箸に至るまでの想像を絶する広範囲の商品が、キャラクター商品として広く市場に出回っている事実、さらに、テレビ番組とキャラクター商品とがみごとに組織化・一体化しているすさまじさなどが伝えられた。そのたびに、驚きや溜め息が参加者たちからもれて会場には緊張感すら感じられた。

コマーシャルについての検討をいったん打ち切ったところで、番組「クレヨンしんちゃん」についての話し合いに切り換え、幼児と一緒に視聴しているという女性が、先づ発言の口火を切った。この番組が世間でとかくとりざたされがちであるが、我が家の親子で視聴している経験では特に問題は起こっていない。もちろん好ましくない場面もないわけではない。が子どもはそれもサラリと受け止めている。何がどう問題なのかがよくわからない。

この発言に対して年配の男性が、自分の孫の例を用いながら同感すると発言した。たしかに、以前と比べると、最近のこの番組は妙に毒がなくなってきたという傾向もみられる。がそうした最近の傾向とは無関係に、同じような思いをもって視聴者が当初から実は多かったのかも知れな

い。会場の中からも、あまり年齢や性別・立場に関わりなく、同様の意見が出されたことは大変興味深いところである。

“何が問題かよくわからない”と投げかけられた疑問について、クレヨンしんちゃんの子どもに与える影響力をどう考えるか、が話し合われた。が、これは個々の受ける影響の内容も程度も異なるし、表面化してこない影響もあるために、この点で論議を詰めることは困難との意見がスタッフから洩らされ、何が問題なのかを問題にすることがいかに難しいことなのかを知らされた一幕もあった。

そうは云うものの、子どもを保育する保育現場では、影響について云々される場合が多く、その対応に苦慮しているという声も出され、この番組の好評は、次に出てくる子ども番組に及ぼす影響となって、子ども文化のレベル低下につながってしまう恐れがある、との危惧を述べる会員もいた。

また、子どもの遊びが十分充足されない情勢下にある地域・家庭・施設では、子どもをテレビに没入させ、テレビが全てといった子どもに育っていく現実是否定できない、との意見も出された。

男女平等・女性の地位・権利等の視点からもこの番組には看過できない問題が含まれているが、「サザエさん」はもっと問題が大きい。比較視聴をしてみる必要あり、との発言もあった。

あっという間の三時間だった。つっこみの足りないことは否めないが、せいっぱいの話し合いはされたのではなかったろうか。一人の母親は、自分が考えてもみなかった様々な問題がこの番組にまつわりついているのだな、と気づかされた、と云い残して暮れなずむ“みなとみらい横浜”の夕景を見渡すいとまもなく、そそくさと家路に向かって会場を去っていった。

なお今回開発された「子ども番組分析シート」は、今回の使用の結果改善の余地があると判断されたため、改善後あらためて当誌面で発表の予定。

(まとめ・池田祥太郎)

『美少女戦士 セーラームーン』 に巻き込まれる女の子たち

市川雅美
(フリーライター)

「月にかわって、おしおきよ!」。3歳の女の子たちが、セーラームーンになりきって、手を交差させながらいうセリフである。アニメ番組『美少女戦士 セーラームーン』（テレビ朝日）は、8頭身以上ありそうな、異常に足の長い中学生の少女たちが（実は月の王国のプリンセスと戦士ということになっている）、月と地球を支配しようとする悪と戦うというおはなしである。

主人公は中学生だが、原作は講談社の『なかよし』という小学生の女の子向マンガ雑誌に連載されたものである。アニメ化されてからは、人気を支える年齢層は3歳からとさらに低年齢へ幅が広がった。それは、アニメ放映と同時に市場に溢れたキャラクター商品、いわゆるセーラームーングッズの商品群からも推測することができる。おもちゃ売り場の一角を占領するピンク色とピカピカもののプラスチック玩具（それらはアニメの中で使われる魔法の小道具）、主人公たちの着せかえ人形類、そして低年齢サイズのキャラクターのついた衣料品やクツ。つい先頃、歩き始めの女の子がセーラームーンの絵柄のついたクツを履いていたので「こんな小さな子用のセーラームーンのクツがあるんですね」と驚いていたなら、「これ、この子があんまり欲しがるものですから。自分で選んだのって初めてなんですよ。」というお母さんの言葉。ますますビックリ。3歳前の子どもが、親をとびこえて完全にTVの商業化情報の中にとりこまれてしまっている事実と、そして子どもが本当の意味で自分で選んだのではなく、選ばされているということに気がついていないお母さんの明るい笑いに、私は返す言葉を失ってしまった。

さて、そのように幼い子どもたちをも巻き込んでしまう、長いCMのような番組の中で、その他子どもたちへどんな情報が送られているのだろうか。全編12話を視聴して考えてみた。

主人公よりも、はるかに年齢の低い子たちをひ

きつける『セーラームーン』。視聴者の彼女たちは、中学生という現実にはいるけれど、未知の部分の人たちに、やや近しい気持ちと憧れの眼差しを向けているのかもしれない。しかし、そこに描かれている中学生の女の子像は、はたして、制作者側のおとなたちにとって、理想やメッセージ性をこめた子ども像なのかと問うと、とても疑問である。テーマは『うらない』『恋』『瘦身願望』『ペット』『宝石』『英才塾』『あわて時計』『願掛け』『遊園地』『豪華客船』『スター』など、流行という社会現象に密接な関係のあることであり、メッセージ性があるのかな?と期待をすると、みごとに裏切られる。主人公たちは程度の差こそあれ“夢見る中学生”としてテーマを肯定的にとらえる立場に描かれ、「愚かな人間どもめ」とそれを利用しようとする、否定的立場の“悪”と戦うことになっている。たとえば中学生からきらびやかに変身した美少女戦士はいう。「スリム」になりたい乙女の夢を、悪の心で踏みじめる女の敵……セーラームーンが、月にかわっておしおきよ!」そしてアクション場面に突入、悪を退治しめでたしめでたし。歪んだおとなの女性像を、そのまま中学生の女の子の夢として描く安直さに制作者側の無責任な姿勢を感じざるをえない。

そして人を介さずに、商品販売や人格形成に影響を及ぼすような情報の伝達が、3歳以下の子どもたちにとっても日常化して久しい今、メディア・リテラシーの教育は情報化時代の必修科目に違いない。その時この『セーラームーン』は、社会現象や女性像の描き方に問題の多い点で、教材にはとても適していることを書き加えておこう。



f c t

情報クリップ

★アメリカ連邦議会にテレビ番組の暴力シーン規制の法案提出

年間2万件をこえる殺人事件が起きているアメリカでは最近の銃規制を要求する動きともあいまってテレビや映画の暴力シーンへの批判の声が高まっている。関係者の側からもハリウッドの映画評論家マイケル・メドベトが行きすぎた暴力シーンを描く最近の映画界の傾向を「ハリウッドの心の病」と批判し、ジェーン・フォンダやクリント・イーストウッドらのスターも映画の暴力シーンに批判を表明している。残忍なシーンで話題となった「羊たちの沈黙」でオスカー賞を受賞したアンソニー・ポプキンスも「出演した俳優としても責任がある」と述べている。テレビ番組の暴力シーンについて連邦議会はこれまでにテレビ局に再三警告し、関連委員会にテレビ側の代表を呼んで事情を聞き自主規制を要求している。テレビ局側はABC、CBS、NBC、FOXの四商業ネットワークが午後8時から11時までに限定して、暴力シーンが含まれるドラマの冒頭に「この番組には暴力的シーンが含まれています。親はご注意ください」という警告文の表示を9月から開始した。この自主規制は2年間試験的に実施されるが、子ども向けのアニメ番組などは除外されている。議会は自主規制が不十分であれば法規制をすると宣言している。提出されている法案は、放送時間を特定して子どもの視聴時間を避けるなど番組編成上の配慮を義務付けるものと、テレビ受像機に暴力シーンが含まれている番組を識別して遮断するICチップを内蔵することを義務づけるものとの2種類。

●CATV事業に規制緩和・財政支援の動き

都市型有線テレビ(CATV)は多チャンネル、双方向性など多様なニーズに対応できる情報メディ

ア。すでにアメリカでは1970年代なかばに通信や放送に関する規制が緩和され国内用通信衛星の利用が自由になったことなどを背景として、チャンネル数100以上のCATV局が開局し、CATVによる多チャンネル時代が実現している。日本で初めて多チャンネル型CATV局が誕生したのは1987年で現在全国で131局が開局しているが、このうち黒字企業は2割程度しかない。

最近、郵政省はCATV規制緩和の方針を発表し地元の企業を経営母体とする行政指導をやめ、単一の市町村内での放送だけでなく複数の市町村で広域サービスとしても行なえるよう改めるとしている。また自治省では大都市周辺の市町村自治体が直接経営するCATV事業への新たな財政支援を検討している。国庫補助第1号は東京都中野区で、特定が困難な電波複合障害の解消事業をCATVの敷設によって実施する同区と(株)シテイテレビ中野に対してケーブル敷設工事費用などを補助する見込み。

●幼児のテレビ視聴状況調査

1993年NHK放送文化研究所による東京圏30キロに住む4～6才児500人を対象とする調査によると幼児の一日のテレビ視聴時間は2時間19分。(別の調査では小学生2時間2分、7才以上の人で3時間32分)視聴率は「ドラえもん」64%「クレヨンしんちゃん」63%「キテレツ大百科」60%「サザエさん」57%「美少女戦士セーラームーン」56%の順でこれらの顔ぶれは前回90年の調査とほぼ同じ顔ぶれという。数字の高さは幼児の場合視聴率が特定の番組に集中することを示している。VTR視聴は一週間平均17分。家にビデオのある幼児は94%、「お気に入り」のビデオテープは1～6本との回答が半数を越え、同じテープをくりかえし見ていると考えられる。テレビゲームの所有は56%(小学生では70%)母親に対する幼児と一緒にテレビを見るかどうかの質問では「いつも見る」と「ときどき見る」を合わせると67%、テレビゲームを一緒にしたり、見る母親も半数いる。

(担当 中野恵美子)

FCT データバンク

一 国内 篇 一

●フェミニズムと表現の自由、キャサリン・A・マッキノン著、奥田暁子・加藤春恵子・鈴木みどり・山崎佳子訳、明石書店、1993年刊、¥5500。

フェミニスト法学者であるマッキノンが1981年から86年にかけてアメリカ各地でおこなった講演を3部構成にして採録している。この時期はレーガン政権の登場でマスメディアによるバックラッシュが強まり、フェミニズム運動は真の意味で再評価の時をむかえていた。

マッキノンは本書を統一するテーマとして次の3点をあげている。1) 男性が支配し女性が服従するかたちでつくられている社会関係が性的なもの、セックスであることを分析する、2) ジェンダーとは差異であり階層(ヒエラルキー)ではないとする考え方を批判する、3) この2つの力学を生活のなかで現実化する中心的手段となっているのがポルノグラフィであり、それがどのようにして「ジェンダー化されセックス化された不平等を『言論』に変えて、一つの権利へと変換する」かを究明する。原注訳100頁を含み500頁を超える大作だが、講演の熱気が伝わってくるかのような軽快なテンポで議論につぐ議論が展開されており、思わずひきこまれて読んでしまう。目次を記しておく。・序論・不可能を可能にする技、I部・アプローチ：法がすべてではない／差異と支配／欲望と権力／だれの文化／例外について、II部・応用：反レイプ集会／性と暴力／プライバシー対平等／セクシャル・ハラスメント／女性・自己所有・スポーツ、III部・ポルノグラフィ：リンダの生とアンドレアの仕事／たんなる一雑誌以上のもの／道徳(モ

ラル)の問題ではない／フランス・ビドルの妹／協力について／修正第一条における性の政治学、講演のあとで。(F)

●女性記者：新聞に生きた女たち、春原昭彦・米田佐代子・岩崎千恵子・池田恵美子・平野恭子編著、世界思想社、1993年12月刊、¥1950。

日本の新聞界で女性記者が初めて記事を書いたのは1890年「国民新聞」の竹越竹代だという。それから100年を経た今日でも女性記者は8%で残りの92%は男性だというから、新聞は堅固な“男の城”として長い歴史を刻んできた、といえるであろう。そんな男の世界ではたらいてきたパイオニアの女性たちの証言でつづる女性記者の歴史が本書の中心部分をなす。

登場するのは望月百合子、古谷糸子、高橋知代乃、小林登美枝、宇野智子、鷲尾千菊、板垣まさる、加藤陸子、川原千寿子、藤原房子、中村隆子、矢島翠、関千枝子の13名。1900年-1932年生れの女性たちで、読売、毎日、朝日、日経、共同などに勤務し数年で退社した人もあれば、定年退職まで勤めた人もいる。前後に「新聞史に見る女性たち」と「昭和史・女性・新聞」の各章と新聞と女性に関する年表と文献目録も。(M)

●テレビメディアが問われ私たちが問われている、「メディアと人権を考える会」報告書No.1、1993年。

ドラマ「フィリッピン人を愛した男」をめぐる、ドラマが映す差別と偏見、映像はフィリッピンとフィリッピン人をどう描いたかを120頁にも及ぶ報告書にはこのドラマがフジテレビで'92年12月に放映されて以来の経緯をまとめてある。ドラマの放映後日本に在住するフィリッピン女性からフジテレビに抗議の手紙がおくられ、これを受けたドラマの

企画、脚本、監督担当者との話し合い、支援する日本の女性たちが呼び掛けて抗議、要請をテレビ局に提出するなど、この問題を考える重要な資料となっている。構成はフジテレビへの抗議、在日フィリッピン人からの問題提起、その後の経過、ドラマ批判、原作批判、「宝島30」7月号の記事について、撮影の舞台の声、視聴者の声、などから成っている。「問われているのは監督個人ではなくフジテレビだということ、もっと言うなら社会的影響力の強いマスメディアにおける外国人の扱いの問題点を深め、人権に配慮ある「表現の自由」を日本の文化に根付かせるための論議が起こることを期待してまとめた前置きされているが、ワープロを使ってこうしたまとめを作り、論議のための資料を作るという市民運動の姿勢は、今後のモデルにもなっていくだろう。

テレビという消えてしまうものに対して、拘りを持続させ、同じ事を繰り返さないように問題提起をして議論をする、というありようこそ大切なのだと理解できる。(T)

●メディアのセカンド・レイプに取り組む女たち、松原慶、「マスコミ市民」No.299、1993年10月号。

連載「メディア・スコープ」欄で「性暴力とたたかう女たちのネットワーク'90」(STON'90)が男性向け月刊誌「BIGtomorrow」(青春出版社)7月号の記事に対して行った抗議の一連の行動と経緯を紹介する。

STON'90の女性たちが問題にした記事は「嫌がっていた彼女たちがたちまち無抵抗になるオフィスSEX技術指導書」。写真付きで職場でのレイプを勧める手引書としか読めない内容に驚き、編集部あてに「抗議ならびに公開質問状」を送付した。その後、青春出版社編集部有志18名と女性グループ25名の話し合いがもたれ、編集長は女性グルー

プに対して性差別への認識を深めるための研修会へ協力を要請。この間、毎日新聞が報道したこともあって、同出版社が発行している女性雑誌への広告を見合わせる広告主がでるといふ「社会的制裁」もあった。

性差別広告への抗議行動はこれまでになんども繰り返されてきたが、「その場限りのもぐら叩き。状況は変わらない」という批判も強かった。しかしSTON'90の行動は「運動を通して抗議する側も力をつけ、表現のどこに問題があるかを論理的に訴え、攻撃ではなく話し合い、研修の担い手にさえなれるようになってきた」ことをしめしている、と総括している。(F)

●誌外戦、コミック表現の自由を守る会編、創出版社、1993年9月刊、¥1200。

1)マンガ家よりのメッセージ、2)コミック規制問題の経緯、3)マンガをめぐる論争、の3部構成。2)では1990年9月から93年6月の政府・自治体・議会・政党・警察、出版業界、民間の規制推進派・反対派、という3分野での動きを追い、20頁にまとめている。また「守る会」事務局長の篠田博之は、同会の法規制反対運動が盛り上がる中でマスコミ報道の姿勢が性急な規制を戒める方向へ変わってきた、と中間総括している。(F)

●ジャーナリズムの倫理、マイケル・クロネンウエッター、渡辺武達訳、新紀元社、1993年7月刊、¥2000。

アメリカの青少年向けに書かれたメディア教育の教科書。ジャーナリストが現場で直面する倫理の問題を分かりやすく解説している。報道機関の権力とその広がり／ジャーナリズムの倫理の基本原則／職務利用の誘惑／ニュースソースとの関係／利用されるマスコミ／政府からの独立性の維持／公正な記事の作成／ニュースの偏向／ニュースの販売が促進す

る報道主体身売りの危機、の9章からなる。

プレスはしばしば権力を誤用するが、乱用の規制は法律によらずジャーナリスト自身の倫理基準によって行われるべき、プレスは国家に対してではなく国民に対して責任を持つべきなどの論を展開している。

付録1関連論稿の『やらせ』番組の社会的構造」は訳者自身によるもので、テレビ番組コーディネーターとしての経験から「やらせ」報道を好むマスコミの体質、その具体例、「やらせ」の誘惑などについて述べている。「やらせ」や放送の俗化によって放送への信頼度が低下し、これらへの批判として市民の側から官憲による取締の要求が出ることへの懸念を述べ、これは国家による言論統制への道を開くことになるので排除しなければならない考え方である、と論じている。また健全な社会の維持のためには健全なマスメディアが必要不可欠であると言う社会的な合意の形成が必要であると主張している。付録2として諸外国と日本の倫理綱領と関連法規が多数収録されている。(E)

●ジャーナリズムの現在、門祭直樹、日本評論社、1993年10月刊。

アカデミックな研究論文スタイルにこだわらず、現場のジャーナリストにも読んでほしい、と意図して抽象的レベルではない新たなジャーナリズム論の構築を試みたのが本書である、と前書きに記されている。

二部構成になっており、第一部は西ヨーロッパの事情を視野にいた現代イギリスのマスメディア環境を個別テーマにそってレポートしたもの。第二部は80年代後半以降の議論と広がりを念頭においた現代日本のジャーナリズムの定点観測である。

第一部マスメディアの国際的再編成とジャーナリズム、からはじまって以下、現代イギリスのポピュラージャーナリズム、現代の情報操作・

ロビーシステム、湾岸戦争とイギリスのマス・メディア、イギリスCATV界の遠い夜明け、ECの市場統合と英雑誌界の苦悩、現代イギリスの新聞と放送の自由、サッチャー政権とイギリス放送界、イギリス新聞界の歴史的転換。第二部は現代ジャーナリズムの一断面、現代の政治過程とジャーナリズム、歴史のなかの「朝日新聞」襲撃事件、国際化時代の天皇報道、天皇死去報道の思想、戦後史のなかの“八・一五”社説、国益とジャーナリズム、戦争・メディア・世論、からなっている。

通読すると戦後日本のジャーナリズムの流れをくみとりつつ、イギリスのマスメディアのありようとの対比を試みることもできる。新聞を多く資料として用いてあるので読みやすいが、論旨の奥行きにはいささか物足りなさが残る。(K)

●戦場からリビングルームへ、マイケル・アーレン著、鈴木みどり訳、アメリカコラムニスト全集No.14、東京書籍、1993年11月刊、¥1800。

アメリカではメディアに関する批評活動がさかんでコラムニストの社会的地位の高さも日本とは比較にならない。原著名を「リビングルーム・ウォー」という本書はコラムニストであるマイケル・J・アーレンが1966～68年にかけて雑誌「ニュー Yorker」に書き続けた「テレビ時評」26編からなる。

愛国心をあおりベトナム戦争賛美のパレードもあった当時の米国で、テレビ局が行っていたベトナム報道は政府と一体化して戦争を肯定し、リビングルームに届けられる映像は断片的で鍵穴からのぞくようなもので、現実とはかけ離れた戦争を伝えていていると分析する。また史上初のテレビ選挙となった1968年の大統領選挙について、テレビは争点ではなく候補者の人柄を重要なものとして映し出していると、今日の日本で問題になっている点をすでに鋭く指摘し

ている。

戦争や選挙にテレビがどう関わっているかを検証する貴重な手がかりである。と同時に、四半世紀前に提起されている問題が今も未解決であることを思うと、改めてテレビ・メディアをめぐる本質的な議論の必要を痛感させる。但し現在のテレビ時評には欠かせないマイノリティ市民や女性の立場からの分析はみられない。「作品と著者」で記者鈴木みどりはこれについて東部の白人男性知識階層を中心とする「ニューヨーカー」の読者たちが、当時の公民権運動と少し距離を置き、女性問題への関心もほとんど持っていなかったことが推測できると書いている。(E)

●甲山報道に見る犯人視という凶器、木部克己、あさを社、1993年10月刊。

元毎日新聞記者の著者が、犯罪報道改革を訴え実現するために、甲山報道を検証し、記者クラブ制度廃止を提言する。

甲山事件の経過説明の後、朝日、毎日、産経、読売、神戸新聞の各紙を経過を追って詳しく検証し、捜査段階の「犯人視報道」から裁判段階での「大事な展開を書かない」姿勢などを分析。市民のメディアに対する反論権の確立と言う視点から山田さんの主張も紹介。「犯人視報道」されたために受けた脅迫、いやがらせ、周囲の好奇の目など報道被害の実態や、歪んだ報道を引用するために起こる二次被害を例示している。「犯人視」は記者の取材が捜査本部にかたよるため捜査員の思考が強くなり、市民感覚に乏しく、女性差別

や障害者への偏見差別を生む結果となっていると指摘している。

甲山事件から約20年後の現在、マスメディアの体質は改善されていないため、提言とし記者クラブ制度を廃止し、記者室に改める。マスメディアの記者の独占とせず、市民が情報を手にするためのオープンスペースとし機能させることが重要という。

一連の甲山報道以外に京都市の記者クラブ訴訟。川崎駅前派出所内リンチ事件、甲山裁判差し戻し審判初判前日の読売テレビの匿名・顔写真なしの報道にふれている。(S)

●マスメディアの自由と責任、清水英夫、三省堂、1993年12月刊、¥2200。

マスコミの当面する問題について著者が「新聞研究」や「出版ニュース」に書き、あるいは討論会や講演で話してきた記録を6章に構成して収録する。3年前の『マスコミの倫理学』(同出版社)の続編。

TBS「ギミア・ぶれいく事件」を総括する「テレビにとって『報道の自由』とは何か」「皇太子妃報道に関する申し合わせが残したもの」「PKO法と取材・報道の自由」「筒井康隆氏の断筆宣言について」「映画・テレビと暴力シーン」「テレビ朝日報道局長発言の顛末」など。最終講義「法とジャーナリズムの間に生きて」も収録。(M)

●NHKの内幕・癒着・赤字・やらせの構造、石井清司、三一書房、1993年刊、¥750。

著者は放送作家からメディア評論

家を経て、現在はフリージャーナリスト、ノンフィクション作家。

公共放送としてのNHKが日本のテレビメディアの中核に位置している現在。NHKの実態が何なのかを、川原会長体制から池田会長、島会長そして川口新体制へと移行していったのを中心に書かれている。

また公共放送とうたってはいるが、いかに商業化へと傾斜してゆくか。衛星放送、放送権を得るための資金などに関わる莫大な赤字など、その内幕を暴きだしている。(H)

●コマーシャルの中の男女役割を問う直す会 会報No.8、1993年秋。

この会は94年に10周年を迎えるというから、CMにおける性差別を問題として息長い活動が続いている。この会報では第16回(92年前半)第17回(92年後半)アンケートでなかなか好感コマーシャルとそろそろやめてコマーシャルを発表。

前期、後期とも好感CM第一位は花王製品。ムコと義父の風呂掃除。若い男女の暮れの大掃除。第二位はエプロン姿の夫が台所仕事をする大阪ガスのCMと洗濯する男のP&GのCMの二つが選ばれている。

会は維持会員他120名にアンケートを配布し、回収した30名の回答を世話人4人で検討するという方式。しかし継続して活動することによって確実に企業の姿勢を変えてきた。他にテレビ番組コンテスト。ポルノコミック規制賛成? 反対? などの特集もある。(N)

問い合わせ: 吉田清彦

〒657 神戸市灘区上野通7-1-4

FCT市民のテレビの会はテレビの作り手、視聴者、研究者が立場を超えて集い、より良いテレビの実現をめざして実証的研究と実践活動を積み重ねていくためのひろば=フォーラムとして1977年10月に創設されました。その運営は創設以来、事務局スタッフ及び会員のボランティア、全国の会員からの会費とカンパ、定例のFCTフォーラム(公開の研究会)参加費、および調査研究報告書や季刊情報誌 fct GAZETTE(ガゼット)等のオリジナル出版物販布からの収入によって行われています。

「ガゼット」の年間購読のお申し込み、バックナンバーのお問い合わせ、FCT出版物や入会などについてのお問い合わせは事務局へハガキまたは電話(03・3721・8694)でどうぞ。